

第41回能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会 議事録（要旨）

- 1 日 時 令和7年8月8日（金） 13時30分～16時10分
- 2 場 所 能代市浅内自治会館
- 3 出席者 浅内自治会 （会長 平川修、副会長 原田歩）
【敬称略】小野沢自治会 （会長 渡辺正史、小沼孝文）
能代南土地改良区 （飯坂辰斗）
浅内水利組合 （副組合長 原田孝彦）
能代の産廃を考える会 （事務局長 原田悦子）
能代市浅内財産区 （管理会会長 山田文雄、能代市総務部長 畠中徹）
能代市 （環境産業部長 大谷勉）
秋田県 （委員長：生活環境部長 信田真弓）
- 4 議 事 (1) 令和6年度水質等調査結果について
(2) 令和6年度環境保全対策の実施状況について
(3) 令和7年度の環境保全対策について
(4) その他

5 挨拶

○秋田県 信田生活環境部長 挨拶

日頃から能代産業廃棄物処理センターの環境保全対策に係る環境保全対策の実施について、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

皆様の御協力のもと、センター周辺の沢に滲出している地下水について、徐々に浄化が進んでおり、蒲の沢の1,4-ジオキサンについても、環境基準の達成まであと一息というところまで改善されている。

一方、遮水壁の内側については、未だに環境基準を上回る汚染が存在し、浄化には、まだ多くの時間がかかる状況にある。

環境省から令和9年度まで財政支援の承認をいただいております、これを活用し、地域の生活環境の保全を最優先として、浄化対策をはじめとした維持管理を継続したいと考えています。

本日は、直近の水質等調査結果と、環境保全対策を説明させていただくため、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りたい。

（議事（1）、（2）、（3）について事務局で説明後、質疑応答）

【質疑の概要】

委 員	基準値の何十倍といった有害物質が検出されている箇所もあることに驚いている。浸出水と保有水の違いは何か。
事務局	保有水も浸出水も廃棄物と接触している水であり、性状は同じである。保有水は遮水シートの上に溜まる水で、集水設備などで排出される浸出水と区分している。
委 員	集水設備があつての浸出水ということだが、保有水があるということは集水設備がないということか。
事務局	保有水は処分場の上から揚水井戸により汲み上げた水で、No.3～7の処分場

にある。そのうち、No.7 処分場については、図面や写真はあるというわけでは
いが、浸出水ピットなどの設備から、集水設備が設置されていると考えている。

委 員 本来であれば、処分場には遮水シートを敷設し、浸出水を集水する有孔管が
あって、施設の機能を果たすものだと思う。No.7 処分場は 1,800m² の小さい処
分場だったはずだが、周辺の土地を購入し、結果 6,000m² の処分場にしたと記憶
している。ガス抜き管などを設置していたが、図面上は確認できなかった。

事務局 当時は届出制で、定規で線を引いたような図面も過去に見ており、あまり正
確ではないものもあったと記憶している。

委 員 遮水シートと呼称したシートを敷いたり、ごみが先になったり、ガス管を置
いてみたりと実にいい加減な No.7 処分場だった。

県が旧厚生省に裁判の関係で提出した書類では、No.1,2 処分場について安定
型という記載を県は管理型と修正していたと記憶している。

保有水も遮水シートがあって溜まっていると思うが、廃棄物混じりであるこ
とから通常の土壌とは異なる。

保有水や浸出水にも有害物質が含まれており、環境に悪い影響を与えると思
うが、県として保有水の在り方についてどう考えているか。

事務局 基準を超えている保有水に関しては揚水井戸を設置して汲み上げ、浄化を進
め、安定して基準値以下となるよう対策をとっていきたいと考えている。

委 員 保有水から検出されるベンゼンや 1,4-ジオキサンの数値は基準値に対し大
きな値が出ている。

保有水の揚水井戸の深さはどのぐらいか。

事務局 シートの底に近いところにある。

委 員 遮水壁の外や第2帯水層の汚染もすごい。この原因は何か。

事務局 例として、1,4-ジオキサンの濃度について、平成 26 年頃には大変高い濃度だ
ったのが、最近は基準値近くまで濃度が下がっている。わずか 10 年ぐらい前ま
では 30mg/L ほどが遮水壁外でも検出されていた。

検出される理由は、過去に高濃度で検出されていたものがまだ除去しきれず
に残っているためと考えている。有害物質を井戸で汲み上げる場合、有害物質
だけを選択的に汲み上げることが技術的にできず、水と一緒に汲み上げる。だ
んだんと濃度が薄くなるに従い、漸進線というが曲線で濃度がゼロに近づいて
いく傾向をたどる。今はまだ基準値には至っていないが、ある程度の年数を経
れば、他の事例でも有効な結果が出ているので下がると考えている。

今少し高い状態だが、対策を続けていくということが大切である。このよう
な浄化は大変時間がかかり、数値を局地的に見ることも大切だが、経年的に比
べていくことも必要である。

今後も引き続き処分場北側での対策を強化し、蒲の沢に有害物質が流れない
ように対策していく。

	第2帯水層の汚染原因は分かっていない。ただ、第2帯水層の水の流れは遅く、地下水の利用や飲用はない。揚水井戸での汲み上げによる浄化が少しでも進むよう対策を講じていきたい。
委 員	対策にはあとどのぐらいかかるのか。
事務局	いつまでという見通しは立っていない。見通しが立たない中でも県として様々な対策を講じ、責任を持って対策していきたいと考えている。
委 員	遮水壁の外でも有害物質が高濃度で検出されている。
事務局	地下水の流れは見た目では分からない部分があり、水位などを観測しているが、高濃度の地点と濃度が下がっている地点との違いを定量的に判断することは困難である。汲み上げの継続が対策として有効である。汚染の度合いについても全体的な傾向を平面や経年で見ていく必要がある。
委 員	遮水壁外の北側や処分場中央でも有害物質が高濃度で検出されている。これは放っておけない数値だ。No.7 処分場までの初期の処分場は届出制だったが、昭和 52 年の共同命令で処分場の構造基準や維持管理基準が規定された後にできた処分場である。 旧厚生省に行って聞いたところ、届出制であっても、自治体は受け取るだけでなく、しっかり行政手続きを踏まなければならないと話があった。No.1～7 については、原因者も原因者だが、県の落ち度もあったのでないか。
事務局	過去の県の対応は至らないところがあったと思うので、その点について反省しながら、これからの維持管理を頑張っていきたい。
委 員	遮水壁外の北側が高濃度で汚染されていると見受けられる。注意してみていかなければならない。
事務局	遮水壁外の北側については、昔に比べて大分数値が下がったが、濃度が高いので引き続き対策を実施していく。
委 員	平成 12 年頃に第2帯水層の汚染が分かったが、その時の説明では、第2帯水層との境界を突き破ったのが原因ではないかということだった。住民側の要望を受け入れず、問題を放置した結果と思っている。
事務局	第2帯水層の汚染について、今より高濃度となるような事態は避けなければならず、揚水は強化したい。経年変化を見ながら慎重に対策していく。第1帯水層が浄化されないと第2帯水層の浄化は進まないなので、そこも課題のひとつと考えている。
委 員	道のりが遠く、先が見えない。
事務局	大変申し訳ないが、これだけ汚染が広がっていることを考えると、多くの時

	間を要すると考えられる。少しでも浄化が進んでいくように対応していきたい。
委 員	第1帯水層は雨水により希釈されないのか。濃度の低減につながる対策として、処分場全体にキャッピングすることや処理水を注入することなどを検討してはどうか。
事務局	今の対策は、措置命令に基づく行政代執行として、国へ計画を提出し、審査を受けた上で実施しているので、この対応を続けていきたい。支援が切れた時など、機会を捉え、別の対策を検討していきたい。
委 員	第1帯水層と第2帯水層間の粘土層の透水係数はどのくらいか。
事務局	粘土層の透水係数は、 $1.0 \times 10^{-7} \sim 1.2 \times 10^{-7}$ cm/秒。ほとんど水を通さない層だが、全く通さないことはないという認識でいる。
委 員	令和6年度と令和7年度の予算額を伺いたい。また、モニタリングの箇所数が減っているのはなぜか。
事務局	予算については、毎年度1億5千万円程度の横ばい状態であり、実績だと入札等の関係で1億3千万円などになることはある。 検体数が減っている理由は、揚水できなくなった井戸や故障している井戸を計画から除外しているためである。修理が完了した場合などは、検査対象に加え、経年変化を見る目的で、同じ項目を検査する対策を続けている。
委 員	住民の要望を聞いても、予算がないと対策できないのではないか。
事務局	新たな対策を講じる時は予算を要求して対応することになる。
委 員	遮水壁の内側について、底には遮水シートが設置されているか。また、遮水シートの耐用年数はあるか。
事務局	遮水壁の内側について、地盤の部分と廃棄物を埋めている処分場の部分がある。処分場の部分は基本的に遮水シートで器のようになっており、非常に汚染されている。また、地盤の部分も汚染されている。過去にドラム缶などが不適正処理された影響で、油が地盤を侵食してしまっている状況である。これらの汚水を遮水壁で閉じ込めて、周辺に出ないように対策を講じている。 遮水シートの公的な耐用年数はないが、一般的には、風雨にさらされるとすぐ劣化してしまい、地中だと安定すると言われている。遮水壁についても同様である。ただし、劣化の可能性もあるため、周辺をモニタリングし監視している。
委 員	自然環境下ではそうだと考えるが、有害物質に汚染されているのであれば、シートの耐用年数は短くなると思う。 有害物質が検出されていることについて、どう考えているか。何らかの汚染源があるのか。

事務局	概ね過去の汚染が原因と認識している。ただ、遮水シートの内部には保有水があり、これが場内の地下水を汚染する可能性はある。 少なくとも廃棄物が埋まっている部分には汚染の原因があり、処分場が完璧な構造をしていれば系外に出ないと言えるが、過去の証言からそのように断定できないため、汚染の可能性はあると判断し、モニタリングを継続している。
委員	だんだん下がっているものの変わらず検出されており、いつ収束するのかは地元住民として心配だ。汚染原因となるようなものは、取り除いていただきたいのが住民の強い思いだ。
事務局	要望は承知している。有害物質を汲み上げることで浄化に近づいているが、廃棄物層の汚染が著しいため、浄化される時期についてなかなか示せないのが現状だ。国の支援の対象となり、遮水壁が設置されてから数値が大きく下がり、周辺の沢水については環境基準に近い値まで下がっている。
委員	モニタリングに影響が出てからでは対応が遅くなるのではないか。
事務局	住民の生活環境に影響がないように、遮水壁外に出ないように維持管理しており、遮水壁外の北側については、環境基準を達成に向け対策を継続している。遮水壁の内側はまだ汚染されているが、遮水壁外に出ないように、引き続き対策と監視を続けていく。
委員	令和7年度の対策には、No.6 処分場についての対策が見当たらない。
事務局	No.6 処分場については、保有水による周辺環境への影響が見られなかった。検討を行ったが、保有水の水質に大きな変化がなかったため、モニタリングによる監視を継続したいと考えている。
委員	No.6 処分場にある、ボーリング時に確認されているドラム缶はそのまま放置するということか。
事務局	放置ではなくて、状態を維持する。保有水の状況を確認し、数値が高くなり、周辺地下水に影響を与えるようであれば、新たな対策を検証していくことを考えている。
委員	いつになればそのドラム缶の影響が出てくると思うか。
事務局	明言は困難である。
委員	No.1 処分場や No.2 処分場でドラム缶掘削時、ドラム缶を引き上げると腐って落ち、中から液体が広がった。こうしたものからの汚染が広がり始めてからでは対応が手遅れとなる。40 年以上この問題に関わっているが、未だに根本的な解決に至っておらず、いつ終わるか分からない状態を残しておくべきではない。

保有水から異常な数値が検出された時点では既に遅く、過去に掘削されたドラム缶の事例から教訓を学ぶべきだ。周囲に影響を与えていないというならば、その根拠を示してほしい。

揚水井戸 35 から有害物質が検出されており、当該井戸は No. 6 処分場のボーリング箇所に設置したと思っていた。この位置を決定したのはどういう理由か。

事務局 保有水を効果的に汲み上げるためである。

委員 ドラム缶はそのままにし、まず保有水という考えか。

事務局 影響が出たときに対応するため、現在の井戸が設置されている。地中に埋まったドラム缶がそのまま安定化することは、技術的に難しい。影響がないから掘らないわけではなく、影響がないと掘るという法的措置が難しいのが現状の課題である。廃棄物処理法の規定に基づき原因者に命令しており、その命令の基準にもなっている。法的や技術的な課題があり、影響が出てないため、対策に移せていない。

委員 影響は出ており、処分場付近の土地は汚染されている。No. 6 処分場の付近も著しく汚染されていた。

影響がないからという理由でドラム缶の存在を認識しながら放置して良いのか。ドラム缶は 1 本だけなのか。

事務局 総数は不明である。

委員 まずは調査をしていただきたい。存在しているドラム缶について何らかの対策を講じてほしい。事業者に法を守らせなかった県が悪い。事業者が警察の摘発を受け、廃油入りのドラム缶が山積みとなった時も、一般廃棄物帳簿の不記載による罰金 5 万円で完結している。

委員 No. 6 処分場のボーリング調査時の状況についての資料を追加資料として説明をお願いします。

事務局 (追加資料に基づき説明)

委員 ボーリング調査により、No. 3 から No. 7 処分場に敷設されているゴム状の遮水シートが確認されている。

No. 6 処分場について、文書公開では文書が存在しないとされていたが、原因者の倒産後に存在が確認された。また、当時に県が作成した書類では No. 6 処分場の設置時期が明確になっていない。

また、管理型の処分場であれば集水機能があると考えられるが、遮水シートの上に水が溜まっている状態ということは集水機能がないということではないか。当時の遮水シートは大変薄いゴムで溶着していないものだったと記憶しており、有効性について疑問がある。

No. 6 処分場にあるドラム缶の総数も分からず、収束時期も分からず、汲み上

げによる対策もいつ終わるか分からない状態だ。

届出制であったとしても、処分場の実態について県は十分に把握すべきだった。

No. 6 処分場や No. 3 処分場の面積についても疑問がある。こうした経緯から現在調査を実施しなければならない状況だと思うので、住民の発言にも耳を傾けてほしい。

当時、No. 6 処分場にドラム缶を埋めたという従業員がいて、また、水処理施設を作るときに関わった従業員からは、別の場所にドラム缶を埋めたと聞いた。

こうしたことから No. 6 処分場についても調査を要望する。本数を確認するための掘削をしていただきたい。存在が確認されたドラム缶は処分していただきたい。まず調査をしてほしいという住民側の要望を実現するため、来年度の予算に調査費を設けていただきたい。

委員長

長らくこの問題に関わっていただき感謝申し上げます。過去の県職員の対応や事務の進め方など問題があったところについては、県として本当に申し訳なく思っている。

職員の異動はあるものの、県として責任を持ち対策を継続していくので、信頼していただきたい。

また、来年度の協議会の開催時期については、早めるよう考えたい。

No. 6 処分場についての地域の皆様の心情は理解しているが、行政として国の方針や指針に基づき対応しており、現状では、生活環境の水質を守っていくことが一番重要であると認識している。影響がないようにしていく。

処分場対策は、水質管理や遮水壁構築で対応しつつ、生活環境に影響がある場合には掘削などの対策を講じることとし、現段階では、行政として掘削するまでの状況にないと考えていることを理解いただきたい。将来にわたって絶対掘削しないということではなく、影響が出ないように必要な対策を講じていく考えである。

委員

我々住民としては、現実的な視点で発言しているので、住民側に寄り添う法律の解釈を検討していただきたい。

汲み上げや遮水壁の設置などのこれまでの効果を踏まえ、県はドラム缶の撤去が効果的だったと認識しているか。

事務局

地下水の汚染状況から効果的であったと考えている。No. 1、No. 2 処分場は元々遮水シートがなかったため、周辺地下水も大きく汚染されていた。ドラム缶を撤去したことにより、早く浄化が進んだと考えている。

委員

住民の要望であるドラム缶の撤去により、地下水の浄化が進んだと説明があった。

過去にも県から同様のコメントがあった。No. 6 処分場のドラム缶が原因となり汚染が再発することを懸念している。ドラム缶の撤去が効果的であるという評価であれば、No. 6 処分場についても掘削撤去を強くお願いしたい。

また、蒲の沢の汚染源は No. 1 処分場や No. 2 処分場と推定されるのか。

事務局

地下水の調査結果から、No. 1、No. 2 処分場が高濃度であったため、主な原因

と考えられる。

委 員 県はこれまで、支障除去や水処理、維持管理、処分場の調査、雨水対策としてのキャッピングなどの対策を講じてきた。それらの対策のひとつとしてドラム缶撤去、支障の除去を検討していただきたい。

委員長 御意見は受け止めたいと思う。能代市から意見はないか。

委 員 住民の皆様の様々な思いもあり、市としても、住民と県との間の調整等をさせていただきたい。

委 員 蒲の沢に小魚を放した池があったと思うが、事情を把握しているか。

事務局 把握していない。

委 員 事業者が蒲の沢にあった柵に金魚を放していた時がある。

委 員 知事は能代産廃の対策をどのように考えているか。

委員長 知事にも説明しており、対策を継続するよう指示を受けている。

委 員 県議会から能代産廃の対策についていつまでかかるのかという声もあると聞く。県議会議員にも理解してもらえるよう説明をしていただきたい。

委員長 議会にも元々の経緯を含め説明し、理解を得ながら対策を継続していきたい。

今後も協議会を通じ、皆様から意見をいただきながら対策を進めていくので、引き続き御協力をお願いします。

以 上